

水質汚濁防止法有害物質一覧(水濁法施行令第2条)

	有害物質
1	カドミウム及びその化合物
2	シアン化合物
3	有機燐化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)に限る。)
4	鉛及びその化合物
5	六価クロム化合物
6	砒素及びその化合物
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
8	ポリ塩化ビフェニル
9	トリクロロエチレン
10	テトラクロロエチレン
11	ジクロロメタン
12	四塩化炭素
13	一・二・ジクロロエタン
14	一・一・一・ジクロロエチレン
15	一・二・ジクロロエチレン
16	一・一・一・トリクロロエタン
17	一・一・二・トリクロロエタン
18	一・三・ジクロロプロペン
19	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)
20	二・クロロ・四・六・ビス(エチルアミノ)・s・トリアジン(別名シマジン)
21	S・四・クロロベンジル=N・N・ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)
22	ベンゼン
23	セレン及びその化合物
24	ほう素及びその化合物
25	ふつ素及びその化合物
26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
27	塩化ビニルモノマー
28	一・四・ジオキサン